

京都市告示第358号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年9月3日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社スマイルゲートパートナーズ	放課後等デイサービス	スマイルゲート北山 2650600253	京都市北区上賀茂石計48番地2ラッシュレ北山1階	令和6年 6月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)